

佐倉市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱の制定について

1. 趣旨

下水道法第10条第1項ただし書きに規定する排水設備の設置をしないことについての許可に関し、必要な事項を要綱として定めようとするものです。

2. 概要

下水道法において、公共下水道が供用開始された場合には、公共下水道に流入させるための排水設備を設置しなければならないこと、ただし、公共下水道管理者の許可を受けた場合には、この排水設備の設置が免除されることが規定されています。

この規定における排水設備の設置を免除する場合の要件や許可手続き等、必要な事項について定めるものです。(公表案参照)

(参考)

下水道法抜粋

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

(1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

(2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者

(3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

— 以下 略 —